

- 特定重大事故等対処施設を設置している火災区域又は火災区画は、を除き異なる2種類の感知器を設置
⇒工認の補足説明資料に各火災区域又は火災区画毎に設置する火災感知器を記載
- については、以下の理由により火災感知器を設置しない設計としている。

感知器設計

は水で満たされていること、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。また、消防法施行規則に基づき当該エリアに感知器設置が不要であることは、地元消防とも合意済。
したがって、には、**火災感知器を設置しない設計とする。**

における許認可資料の記載について

- 当社初申請プラントであるT34特重における[]に関する火災感知器の設計については、後続申請プラントと比較して差異はないが、以下の通り許認可の文章に関して明記していなかった。（工認補足説明資料には記載）
- T34特重の設置許可（本文、添付八）に火災感知器を設置しない設計であることを記載していないことから、工認本文への適正化はせずに、工認添付資料について社内QMSで記載を適正化（追加）することで対応する。

	当社初申請プラント：T34特重	後続申請プラント：O34特重（M3も同様）	備考
設置許可※ （添付八）	記載なし ※設置許可（本文）に[]の記載なし	(1) [] []は水で満たされていること、[]は、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。 したがって、[]には、 火災感知器を設置しない設計とする。	後続機は、火災感知器を設置しない設計であることを明確に記載
工認本文（基本設計方針）	記載なし	ただし、[]は、可燃物を置かず発火源がないことから、火災が発生するおそれはなく、 火災感知器を設置しない。	後続機は、火災感知器を設置しない設計であることを明確に記載
工認添付資料（火災防護に関する説明書）	記載なし ⇒今回社内QMSにおいて以下の記載を適正化（追加） イ、[]は水で満たされていること、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。したがって、[]には、 火災感知器を設置しない設計とする。	イ、[] []は水で満たされていること、[]は、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。 したがって、[]には、 火災感知器を設置しない設計とする。	補足説明資料に記載のとおり、当初設計から火災感知器を設置しないことに変更はないが、T34特重の記載が明確でなかったため、社内QMSにおいて記載を適正化
工認補足資料	各火災区域又は火災区画に設置する火災感知器をリストと図面にて記載しており、[]に火災感知器を設置しない設計であることを明確に記載	同左	差異無し

➡ T34特重の[]に感知器を設置しない設計に関して、**上記適正化した工認添付資料の記載により様式8から検査要領書（検査整理表）に展開することで検査可能と考えている。**

（なお、[]の消火設備についても同様であり、記載の適正化を実施済）